松浦市監査委員公表第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、 同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

松浦市監査委員 丸田 久永 松浦市監査委員 川下 高広

監査結果報告

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 市民生活課
- 3 監査の期間 令和3年12月1日から20日間

4 監査の範囲及び方法

令和3年10月末までの財務に関する事務の執行等が法令等に基づき適正かつ効率的に 行なわれているか、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた関係資料等を検査照合 し、必要に応じて担当職員からの説明聴取を行うなどの方法により監査を実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正に行われているか。
- (2) 支出事務は適正に行われているか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。
- (4) 財産管理事務は適正に行われているか。

6 監査の結果

1 総括

監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務 事業の執行については、概ね適正に行われていると認められるが、次のとおり是正又は改善 を要する事項が見受けられた。以下に指摘した是正又は改善を要する事項については、必要 な措置を講じるとともに、軽易な事項として口頭により指導し、記載を省略した事項にも留 意の上、適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

(1) 支出事務

【指導事項】

環境衛生費関係の補助金について、補助金交付要綱の一部改正が正しく行われていなかったものや、様式中の引用条文が規則(松浦市補助金等交付規則)と相違しているものがあった。また、要綱で定める申請書の様式の一部を省略した様式により交付申請されていたものも見受けられたことから、関係例規等を確認のうえ適正な事務処理に努められたい。

(2) 契約事務

【指摘事項】

ア 一般廃棄物処理手数料(ごみ処理)について、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託しているが、地方自治法施行令第158条第2項の規定による告示がなされていなかった。

- イ 福島地域及び鷹島地域の一般家庭・事業所等から排出されるし尿の処理手数料については、し尿収集運搬委託業者が徴収しているが、徴収又は収納についての委託契約が 取り交わされていなかった。
- ウ 50万円を超える修繕料の検査報告で、専決者までの決裁を受けていないものがあった。松浦市事務決裁規程別表第2に基づき処理されたい。

【指導事項】

50万円を超える修繕料の事務手続で、監督職員決定通知及び現場代理人決定通知がないものがあった。会計事務の手引きに基づき処理されたい。

【意見】

私人に対する徴収又は収納事務の委託の対象となる歳入については、地方自治法施行令第158条第1項に列挙されており、同条第2項で「歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。」と定められている。各課において、歳入の徴収・収納事務を私人に委託している場合は、法令どおり対応しているか点検されたい。

(3) 財産管理事務

【検討事項】

- ア 既に稼働しておらず事業の用に供していないごみ処理施設・し尿処理施設について、 現在も市民生活課で所管しているが、用途を廃止した施設については普通財産となる ため、会計課と協議されたい。
- イ 松浦市公共施設等総合計画に基づく個別施設計画において、基本的な方針が解体処分 とされている施設について、解体の時期及び費用負担等が未定のままであるため、関係 課と協議を進め方策を検討されたい。

【意見】

行政財産の使用料について、 松浦市道路占用料徴収条例を準用して算定しているものがあった。 使用料については松浦市行政財産使用料条例第3条において土地と建物の算定については規定があるが、電柱及び地下埋設物等の算定については規定がなく、同条ただし書きで「これにより難い場合は、市長が別に定める。」とあるものの、現状において統一的な基準がない。規定がない場合の使用料の算定に関しては、市有財産管理の総括的調整を担当する会計課と協議のうえ対応されたい。

7 措置状況等について

監査の結果に基づく措置の状況について、令和4年1月21日(金)までに報告されたい。報告期限までに措置が講じられない事項がある場合については、指摘事項等に対して未措置である理由を記した未措置理由書も併せて提出されたい。

※指摘事項、指導事項等の区分については、別添「監査結果の取扱基準」を参照されたい。

監査結果の取扱基準

令和2年5月22日 松浦市監查委員事務局 令和3年5月19日変更

1. 勧告(地方自治法第199条第11項)

公務の執行や信頼性などに大きな影響を及ぼすおそれが考えられるため、特に措置を講ず る必要があると認められるもの

2. 指摘事項(地方自治法第199条第9項)

法令等に違反する事項又は不当もしくは適正を欠く事項等で、是正又は改善を求めること が適当と認められるもの

- (1) 法令・例規に違反しているもの
- (2)機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 予算を目的外に支出しているもの
- (5) 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- (6) 前回の指摘事項等のうち、是正・改善がなされていないもの
- (7) その他不当又は適正を欠く事項
- 3. 指導事項(地方自治法第199条第9項)

指摘事項よりは軽微な事項であるものの、是正又は注意喚起を求めることが適当と認められるもの

4. 検討事項(地方自治法第199条第9項)

経済性、効率性、有効性その他適正な事務処理の観点から改善について検討を求めるもの

- 5. 意見(地方自治法第199条第10項) 組織及び運営の合理化に資するために付するもの 措置状況の報告は求めない。
- 6. 口頭指導(公表の対象外)

記載漏れ等で、直ちに是正が可能な軽微なもの 関係書類等の該当部分に付箋等を貼付して指導するにとどめる 措置状況の報告は求めない。